

よくある質問



よくある質問

【試験地に関すること】

問 1	青森県の特別養護老人ホームで介護福祉士として従事していますが、住所地は岩手県です。岩手県で受験できますか。
-----	---

[答]

岩手県では受験することができません。住所地が岩手県であっても受験資格に該当する業務に青森県で従事している場合、青森県で受験することになります。

問 2	私は看護師として岩手県内にある派遣会社に登録し、宮城県の病院に派遣され、勤務しています。試験地はどちらになりますか。
-----	--

[答]

宮城県となります。
申込時点の勤務先（勤務していない場合は自宅住所）が試験地となります。

問 3	私の住所地は秋田県ですが、岩手県の介護老人保健施設で支援相談員として従事しています。秋田県の申込書類を用いて秋田県に申し込んだところ、受験地は岩手県であったため、書類を返送されました。秋田県の申込書類をそのまま岩手県に提出してもいいですか。
-----	--

[答]

岩手県以外の申込書類では受け付けられません。岩手県の申込書類を用いてお申込みください。

【受験要件に関すること】

問 4	看護師として4月1日に一般病院に採用され勤務していますが、看護師免許証に記載されている登録日が4月28日の場合、実務経験は4月1日から算定できますか。
-----	---

[答]

免許証登録前の期間は算定できません。この場合は、4月28日が看護師籍への登録年月日です。したがって、実務経験の起算日は4月28日からとなります。

ただし、4月1日以前に准看護師免許を取得している方は、4月1日から4月27日までの期間は、准看護師の業務として算定可能です。この場合は、看護師免許証及び准看護師免許証の両方の写しを添付する必要があります。（P6 参照）

なお、免許証の裏面に日付が記載されている場合は、裏面の写しも提出してください。（P20 参照）

問 5	栄養士として、献立作成や調理業務を行っています。実務経験になりますか。
-----	-------------------------------------

[答]

栄養士としての業務のうち、栄養指導は、要援護者等に対する直接的な援助とみなすことができますが、献立作成や調理業務は直接的な対人援助業務ではないので実務経験としては算定できません。

問 6	薬剤師として、製薬会社の研究業務や薬の在庫管理を行っています。実務経験になりますか。
-----	--

[答] 薬剤師としての業務のうち、調剤業務や薬に関する相談指導等は、要援護者に対する直接的な援助とみなすことができますが、研究業務や大学・専門学校等での教育の業務、薬の在庫管理は直接的な対人援助業務ではないので実務経験として認められません。

問 7	看護師免許を持っていますが、介護老人保健施設で介護職員として勤務しています。受験資格はありますか。
-----	---

[答] 受験資格はありません。
平成 30 年度に受験要件の見直しがあり、国家資格保持者の実務経験として認められるのは、保持する資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間のみとなりました。
そのため、看護師免許をお持ちの方の実務経験期間として認められるのは、看護師業務を行った期間に限られます。(P 6 参照)

問 8	今年の 4 月で特別養護老人ホームでの介護従事期間が 5 年になりました。2 年前に介護福祉士の資格を取得・登録していますが、介護福祉士取得前の介護業務従事期間を実務経験に算定することはできますか。
-----	---

[答] 算定できません。
問 7 の解答にもあるとおり、介護福祉士・社会福祉士・精神保健福祉士の三福祉士については、名簿への登録日以降から実務経験として算定となりますので、お手持ちの登録証の「登録年月日」以降から 5 年かつ 900 日の実務経験が必要となります。(P 6 参照)

【実務の期間・日数に関すること】

問 9	試験日の 3 日前に、業務期間 5 年、従事日数 900 日の実務経験が満たされる予定です。受験することは可能ですか。
-----	---

[答] 受験することは可能です。
試験日の前日（令和 7 年 10 月 11 日）までの期間を算入できます。
この場合、申し込みの時点で実務経験証明書を見込で提出し、受験要件を満たした時点で、改めて確定した内容の実務経験証明書を提出してください。

問 10	業務従事日数は、8 時間勤務でないと 1 日として計算されないのですか。
------	--------------------------------------

[答] 8 時間に満たない場合でも 1 日として計算されます。
例えば、1 日 2 時間の非常勤（登録）訪問介護員など、勤務時間が短い場合も 1 日として計算されます。

問 1 1

同時期に2つの事業所にパート等で勤務した場合は、実務経験の計算はどうなりますか。

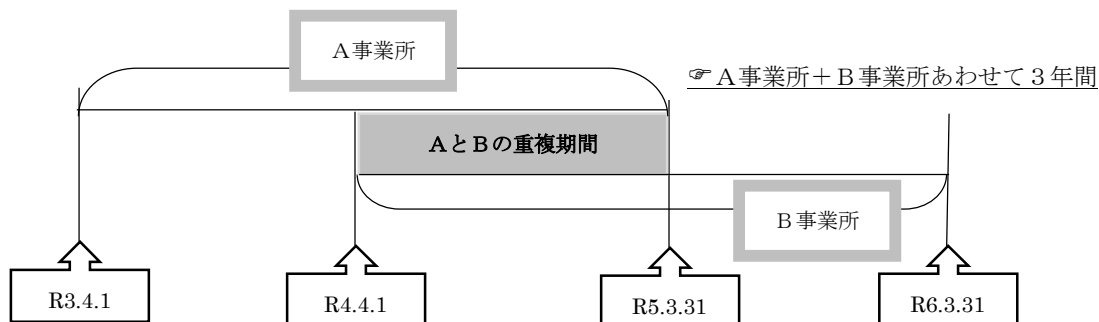
【例】 A事業所 R3.4.1～R5.3.31 B事業所 R4.4.1～R6.3.31 の場合

業務期間の考え方

それぞれの事業所で2年間の勤務ですが、R4.4.1～R5.3.31の1年間は重複しているため、3年間の実務期間として算定されます。

重複期間は、A及びB事業所それぞれに「(様式4)勤務記録証明書」(P59)の作成を依頼し、提出してください。

[答]

**従事日数の考え方**

日数の計算では、同じ日の午前と午後で別の事業所で勤務した場合でも、1日の実務日数として算定されます。

	日	月	火	水	木	金	土	合計出勤日数
A事業所	—	午前	午前	全日	—	午前	午前	5日
B事業所	—	—	午後	—	午後	午後	—	3日
算定できる出勤日数	—	1	1	1	1	1	1	6日

半日でも勤務すれば算定は1日

2ヶ所に出勤しても算定は1日

【提出書類に関すること】

問 1 2

令和2年度に宮城県で受験しています。その際の可否通知書を実務経験証明書に替えることはできますか。

[答]

できません。岩手県の試験結果通知書(又は受験票)の提出若しくは実務経験証明書の提出が必要です。(P20 参照)

問 1 3

令和元年度に岩手県で受験しています。その際の受験票を実務経験証明書に替えることはできますか。

[答]

できません。令和2年度～令和6年度の岩手県の試験結果通知書(又は受験票)の提出若しくは実務経験証明書の提出が必要です。(P20 参照)

問 1 4	介護福祉士の登録証を紛失し、現在再発行中のため、受験申し込みまでに間に合いません。 どうしたらよいですか。
-------	--

[答] 再発行の手続きを行ったことが分かる証明書を添付してください。
例えば、再発行申請書の写しや、発行元が再発行申請書を受け取ったことを証する受理証の写し等です。
なお、試験は「見込」での申し込みになります。登録証が届いたら速やかに写しを提出してください。
期限までに提出がない場合、受験は無効になります。

問 1 5	介護福祉士の試験に合格しましたが、登録はしていません。介護福祉士の資格を証明する書類は介護福祉士試験の合格证でいいですか。
-------	---

[答] 介護福祉士の資格を証明するためには、登録証が必要です。介護福祉士試験の合格证では、資格を証明する書類として認められません。(P20 参照)
社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年 5 月 26 日法律 30)にもあるとおり、介護福祉士になるためには、介護福祉士試験合格後、介護福祉士登録簿に登録することが必要です。

問 1 6	看護師の資格を取得して 4 年になりますが、准看護師としての勤務経験を通算すると、5 年以上(900 日以上)になります。この場合、看護師の免許証の写しだけを添付すればよいのでしょうか。
-------	---

[答] 看護師免許と准看護師免許の写しが必要です。
准看護師と看護師の業務期間を合算しなければ受験要件を満たさないため、両方の免許証の写しの添付が必要となります。

問 1 7	介護福祉士と栄養士の資格を持っています。実務経験証明書は、特別養護老人ホームの介護職員の内容です。提出する資格証は介護福祉士の登録証のみでいいですか。
-------	---

[答] 取得資格と実務経験証明書の内容が一致しなくても、受験要件の対象となる資格が複数ある場合、それぞれの免許証または登録証を提出してください。

問 1 8	実務経験証明書はこれまで勤務したすべての事業所分が必要ですか。
-------	---------------------------------

[答] 受験資格を満たす分の実務経験証明書があれば結構です。なるべく新しい勤務先のものから提出してください。

問 1 9	1つの事業所で3年勤務し、その後、同じ法人で県内にある別事業所に異動し、3年勤務しました。実務経験証明書は事業所ごとに必要ですか。
-------	---

[答] 同一法人内の異動であれば、証明者は同じ法人となりますので、3か所以内であれば1枚にまとめて結構です。（4か所を超える場合は複数枚必要です。）なお、同一事業所内での異動により職種が変わった場合も、1枚にまとめてください。

別法人の事業所に転職した場合は、それぞれの法人で作成していただく必要があります。

問 2 0	実務経験証明書の職印は三文判でもいいですか。
-------	------------------------

[答] 三文判は認められません。事業所の公的な申請に使用する代表者印等を使用してください。

問 2 1	申込時には日数が受験要件を満たさなかったのに、実務経験証明書を見込で提出し受験しました。受験後、自己採点をしたところ不合格であったので、実務経験証明書は提出しなくてもいいですか。
-------	---

[答] 実務経験証明書（見込んだ内容を満たしていることがわかる書類）を提出しなかった場合、受験自体が無効となり、試験結果通知書が発行されません。そのため翌年度以降は申込時に実務経験証明書等必要書類をすべてご用意いただく必要があります。

問 2 2	実務経験証明書に不備があり再提出を求められました。現在、提出している実務経験証明書を返却してもらえますか。
-------	---

[答] 返却いたしませんので、ご了承ください。

なお、実務経験証明書は、新たに事業所に作成を依頼し提出してください。

※提出物の内容を確認させていただく場合があるため、実務経験証明書は必ずコピーを取り、控えとして保管してください。

問 2 3	申込書の記入を間違っていました。どのように訂正したらいいですか。
-------	----------------------------------

[答] 二重線で消し、訂正してください。（訂正印は必要ありません。）

【その他】

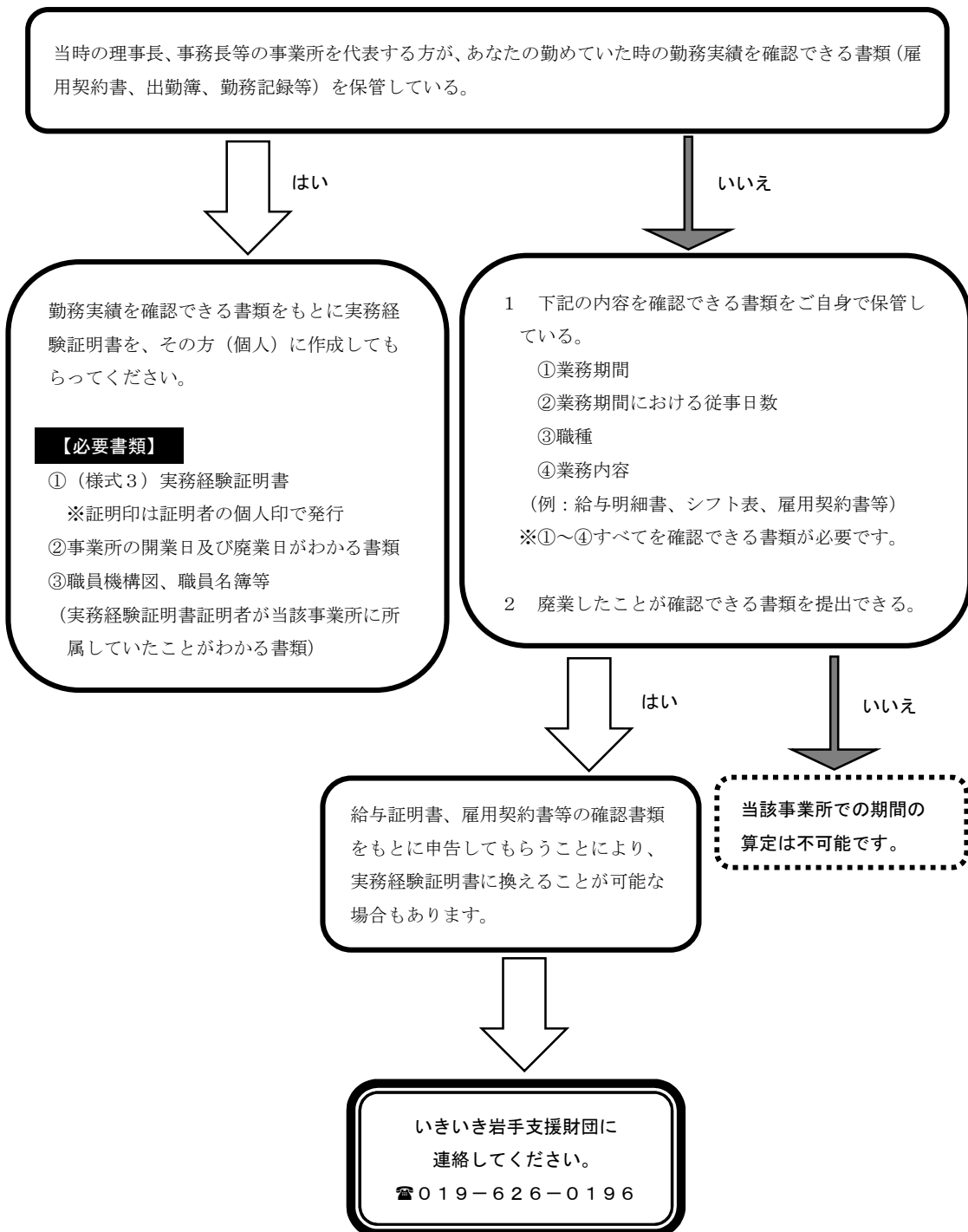
問 2 4

私が勤務していた事業所が廃業してしまい、実務経験証明書を作成してもらえません。
この場合、どのような手続きをとれば受験ができますか。

[答]

事業所が廃業しているため、実務経験証明書を作成してもらうのが困難な場合は、以下を参考にしてください。

また、令和2年度以降に岩手県で受験した方は、その受験票又は可否通知書（どちらかの原本）を提出することで、実務経験証明書の提出を省略することができます。（P20 参照）



問 2 5	令和 6 年度以前に証明された「実務経験証明書」を提出した場合、実務経験期間として算定できますか。
-------	---

[答] 令和 7 年度の様式の「実務経験証明書」を提出していただけない場合、原則として実務経験を算定することはできません。

問 2 6	資格取得後に姓が変わったので、申込書と証明書の名前が異なります。どうしたらよいでしょうか。
-------	---

[答] 受験申込書の氏名と国家資格取得証明書、実務経験証明書等の添付書類の氏名が異なる場合には、その変遷がわかる個人事項証明書（戸籍抄本）を添付してください。（P21 参照）

問 2 7	けがや病気により申し込み後、突発的に車いす、拡大鏡等を使用することが必要になった場合、試験日当日に使用することができるでしょうか。
-------	---

[答] けがや病気により突発的に車いす、拡大鏡等を使用することになった場合、試験日の前日までに事務局までご連絡ください。ご連絡がない場合、原則として使用が認められません。